

2020. 10. 9

## 第5回 上下水道事業経営審議会

1 答申案の作成について

資料 2

2 中期経営プランの実績報告

資料 3

3 水質料金制度の変更について

# 1 答申案の作成について

(答申案の内容確認)

---

**資料2**

**「水道料金のあり方についての答申」**

# 2 中期経営プランの実績報告

## (1) 中期経営プランについて

- 策定の趣旨・計画期間
- プランの構成

## (2) 実績報告

- 企業経営における取組
- 事業運営における取組
- 取組の具体的な効果

資料 3

## (3) 収支計画・目標指標のまとめ

- 水道事業の収支計画
- 下水道事業の収支計画
- 目標指標のまとめ

# (1) 中期経営プランについて

## 策定の趣旨・計画期間

### 策定の趣旨

- 水道・下水道事業は、市民の快適な生活を支える身近で大切なライフラインとして、将来にわたって安定的・持続的なサービスを継続していくことが求められている。
- これからの事業経営においては、社会環境や経済環境の変化に柔軟に対応するとともに、将来を見通した中長期的な視点に立って、効率化と経営の健全化に取り組んでいくことが必要。

- 中期経営プランは「経営の効率化・健全化」、「計画的な施設整備」、「お客様サービスの向上」などを図っていくための具体的な事業経営の指針。

### 計画期間

平成27年度から令和元年度（平成31年度）までの5年間

# プラン構成①

## プランの構成

### 企業経営の目標と具体的取組

水道・下水道事業の企業経営の目標として、以下の5つの目標を設定し、それぞれの目標達成のための具体的な取組を設定。

**目標1** 人づくり・組織作りに取り組み、経営の効率化を図ります。

**目標2** 安定した事業運営を実現するため、健全な財政運営に努めます。

**目標3** 重要なライフラインとして施設設備の機能維持・向上に努めます。

**目標4** 更なる経営基盤の強化を目指します。

**目標5** 皆さまに信頼される事業運営に努めます。

# プラン構成②

## プランの構成

### 事業運営の目標と具体的取組

水道事業及び下水道事業、それぞれで重点的に取り組んでいくことが必要とされる事業、上下水道事業に共通の視点で重点的に取り組んでいくことが必要とされる事業について、次の3つの目標を掲げた上で、具体的な事業を示した。

**目標A 安全でおいしい水を供給します(水道事業)。**

**目標B 良好な水環境を創造します(下水道事業)。**

**目標C 災害に備えた対策の充実を図ります(水道事業・下水道事業)。**

# プラン構成③

## プランの構成

### 取組の具体的な効果

本プランに掲げる「企業経営における取組」と「事業運営における取組」により、計画期間の5年間で見込める効果を明確化。

### 水道事業・下水道事業の収支計画

水道事業・下水道事業における、それぞれの事業計画に基づいた財政収支の計画。

## プランの進捗管理

- プランに掲載している取組については、計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルにより、適切に進捗管理を行い、着実な実施に努めた。
- この進捗管理は、毎年度検証を行い、全ての取組の実施状況を集約した後、点検し、見直しが必要であるかを検討した。

# 3 水質料金制度の変更について

---

## (1) 水質料金制度の概要

- 制度の概要

## (2) 水質料金制度の変更について

- 検討の経緯
- 徴収範囲の見直し
- 改定内容（令和3年4月1日施行予定）



# (1) 水質料金制度の概要

## 制度の概要

一定の基準を超える汚水を排出するものに対して、一般使用者との負担の公平を図るため、使用料対象経費のうち、その一定の基準を超えるために必要となる経費を、水質濃度に応じて負担（増徴）

### 岐阜市下水道条例及び同施行規程

#### 徴収範囲

2月分の汚水の排水量が1,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>以上（生活排水を除く）で濃度指数201以上の工場又は事業場

#### 濃度指数

$BOD(又はCOD) + SS \times 2$

BOD：生物化学的酸素要求量

COD：化学的酸素要求量

SS：浮遊物質

濃度指数	水質料金単価 (円/m <sup>3</sup> )	濃度指数	水質料金単価 (円/m <sup>3</sup> )
201~300	15	1001~1100	135
301~400	30	1101~1200	150
401~500	45	1201~1300	165
501~600	60	1301~1400	180
601~700	75	1401~1500	195
701~800	90	1501~1600	210
801~900	105	1601~1700	225
901~1000	120	1701~	240

## (2) 水質料金制度の変更について 検討の経緯

### 令和元年度 中部プラントの改築工事が完了

※処理開始から50年が経過した北部、南部プラントも再構築を予定

### 処理能力の向上と安定

- ・ 高度処理方式の導入により、一部処理水質が向上
- ・ 機械設備の進歩に伴い、安定した処理が可能

### 徴収範囲を見直すことが必要

徴収範囲となる一定の基準を、プラントへの計画流入水質をもとに見直しを検討

# 徴収範囲の見直し

「平成28年度岐阜市公共下水道事業計画書  
平成37年(全体計画)・平成33年(事業計画)」における計画流入水質

処理場名	項目	水質 mg/L	濃度指数 BOD(又はCOD)+SS×2
中部	BOD	223	465
	COD	100	
	SS	121	
北部	BOD	228	478
	COD	92	
	SS	125	
南部	BOD	215	545
	COD	107	
	SS	165	
北西部	BOD	186	476
	COD	89	
	SS	145	

一定の基準を  
超える汚水

濃度指数 600  
を超えるもの

# 改定内容

徴収範囲を濃度指数601以上とし、15円/m<sup>3</sup>から増徴する

濃度指数	水質料金単価 (円/m <sup>3</sup> )	濃度指数	水質料金単価 (円/m <sup>3</sup> )
<del>201~300</del>	<del>15</del>	1001~1100	75 <del>135</del>
<del>301~400</del>	<del>30</del>	1101~1200	90 <del>150</del>
<del>401~500</del>	<del>45</del>	1201~1300	105 <del>165</del>
<del>501~600</del>	<del>60</del>	1301~1400	120 <del>180</del>
601~700	15 <del>75</del>	1401~1500	135 <del>195</del>
701~800	30 <del>90</del>	1501~1600	150 <del>210</del>
801~900	45 <del>105</del>	1601~1700	165 <del>225</del>
901~1000	60 <del>120</del>	1701~	180 <del>240</del>

(令和3年4月1日施行予定)